

氏名 <small>(法人にあっては名称)</small>	株式会社ポプラ
住所	広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
計画期間	平成31年4月1日～令和4年3月31日
基準年度(*1)	平成28年度～平成30年度(平均)

1 事業者の要件 ((1)、(2)については、特定年度(*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量)

該当する事業者の要件	<input checked="" type="checkbox"/> (1)原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上(特定事業者) <input type="checkbox"/> (2)エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が3,000トン以上(特定事業者) <input type="checkbox"/> (3)特定事業者以外の事業者
------------	---

2 事業の概要

事業者の業種	コンビニエンス・ストア (主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号：5891)
事業の概要	昭和51年創業、広島市内に本部を置くコンビニエンスストアのフランチャイズチェーン本部。広島市内には、本社事務所・地区事務所があり、直営店約30店舗を出店している。

3 温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

<p>温室効果ガスの排出抑制はもとより、あらゆる環境負荷軽減に係る推進は経営企画室長を総括責任者、経営企画室が事務局となって全社的に行う。 広島市の温室効果ガスの排出抑制においては、総務部長を推進責任者として事務所及び各店舗との調整を図る。</p>

4 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	平成28～平成30年度 (平均値)	令和元～令和3年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$ (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス実排出量(*5)	5,079 t-CO ₂	5,028 t-CO ₂	1.0 %
温室効果ガスみなし排出量(*6)		5,028 t-CO ₂	1.0 %
目標設定の考え方	従来の対策が一巡し、追加効果としての新たな対策はあるものの店舗増加予定が予定されているため、温室効果ガス総量は基準年度から1%削減を目標とした。		

- *1 基準年度とは、温室効果ガスの抑制割合を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連続した過去3か年度の平均値とすることができる。
- *2 特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう。
- *3 原油換算エネルギー使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。
- *4 温室効果ガス排出量とは、二酸化炭素(エネルギー起源のもの及び非エネルギー起源のもの)、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものをいう。
- *5 温室効果ガス実排出量とは、上記(*4)のうちエネルギー起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ガス排出量が特定事業者単位で3,000トン以上のものの排出量の合算をいう。
- *6 温室効果ガスみなし排出量とは、上記(*5)に対して環境価値(*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ガスみなし排出量は、温室効果ガス実排出量と等しくなる。

(2) 事業分類ごとの原単位(*7)の抑制に関する目標 (※任意記載)

事業分類	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	平成28～平成30年度 (平均値)	令和元～令和3年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$
事務所	0.1774	0.1756	1.0 %
コンビニエンスストア	0.6684	0.6617	1.0 %
			%
原単位の指標及び 目標設定の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●事務所：延べ床面積、コンビニエンスストア：期中対象店舗総面積 ●計画期間中平均基準年度比1%の原単位削減を目指す(省エネ法目標準拠) 		

(3) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

<ul style="list-style-type: none"> ●不使用室・不使用区画、休憩時間等執務時間外の消灯及び空調OFFの継続実施 ●店舗における冷暖房設定温度(夏季25℃、冬季18℃⇒商品管理上の適正設定)の継続実施 ●店舗での太陽光発電の実験的採用 ●店舗へのスマートセンサー導入による電力ピークカット順次開始 ●空調設備機器の省エネタイプへの順次変更(含む照明のLED化)

(4) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容(環境価値(*8)の活用等)

なし

(5) 温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本方針

<ul style="list-style-type: none"> ●設備対策：新規店舗及び要改装店舗における標準設備機器(省エネタイプ)の設置 ●運用対策：店舗及び事務所において、節電を中心とした全従業員での運用改善及び推進
--

5 その他の取組

<ul style="list-style-type: none"> ●ひろしまエコパートナー協定の締結(広島市) ●ひろしまEVタウン推進事業への参画(広島県) ●包括協定の締結(広島市)
--

*7 原単位とは、温室効果ガス排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものをいう。

*8 環境価値とは、オフセットクレジット制度等により、温室効果ガスの排出削減等を行うプロジェクトを通じて生成される温室効果ガスの削減量等をいう。なお、温室効果ガスみなし排出量(*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。